

メールサービス

「とりあえずメール」個別規程

メールサービス「とりあえずメール」（以下「メールサービス」といいます）は、簡単ホームページ作成サービス「とりあえずHP」（以下「ホームページサービス」といいます）のオプションサービスです。この規程（以下「本規程」といいます）は、メールサービスの提供者である株式会社smallweb（以下「当社」といいます）とメールサービスの利用者（以下「利用者」といいます）との間のメールサービスに関する権利義務関係が定められています。メールサービスの利用に際しては、本規程の全文をお読みいただいたうえで、本規程に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

- 本規程は、メールサービスの提供条件及びメールサービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者との間のメールサービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- 当社が当社サービスサイト上で掲載するメールサービス利用に関する注意書き・ルール等は、本規程の一部を構成するものとします。
- 本規程の内容と、前項の注意書き・ルールその他の本規程外におけるメールサービスの説明等とが異なる場合は、本規程の規定が優先して適用されます。
- メールサービスの利用にあたっては本規程のほか、ホームページサービスの利用規約も適用されます。ホームページサービスの利用規約と本規程の内容が異なる場合は、本規程の規定が優先して適用されます。

第2条（定義）

本規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 「メール利用契約」とは、当社と利用者との間で締結する、メールサービスに関する契約を意味します。
- 「プロバイダー」とは、メールサービスのシステム提供元であるカゴヤ・ジャパン株式会社を意味します。
- 「正式ユーザー」とは、ホームページサービスについて正式契約を当社と締結している者（「ドメイン利用プラン」を契約中の者を含みます）を意味します。

第3条（申込）

1. メールサービスは、ホームページサービスの正式ユーザーに限り利用できるものとします。
2. メールサービスの利用を希望する正式ユーザー（以下「利用希望者」といいます）は、本規程を遵守することに同意することにより、メールサービスの利用の申込を行うことができます。
3. 正式ユーザーが、メールサービスの利用を申込み場合は、当社所定の申込フォーム又は当社所定の申込書類を、当社所定の方法により送信するものとします。
4. 当社は、当社の基準に従って、本条第2項に基づいて申込を行った利用希望者の利用の可否を判断し、メール利用契約は、当社がその申込を承諾し、かつ利用者が当社所定の費用を支払っているときに成立するものとします。
5. 当社は、メールサービスの提供が可能な場合は、利用者が当社所定の費用を支払ったことを確認後、メールサービス環境を4営業日目安に提供するものとします。

第4条（サービスの変更、終了）

1. 当社は、プロバイダーが提供しているサービスを利用しているという性質上、利用者の承諾を得ることなくメールサービスの内容を変更、又は提供を終了することができるものとします。なお、メールサービスの提供を終了する場合、当社は利用者に事前に通知するものとします。
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置（プロバイダーに起因するものも含む）によって利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条（利用料金、支払期日及び支払方法）

1. 利用者は、メールサービスの利用の対価として、当社所定の利用料金及びその消費税相当額（以下「利用料金等」といいます）を当社が指定する支払方法により当社所定の時期までに当社に支払うものとします。
2. 利用料金等に関する支払方法は以下の通りとします。
 - (1) 利用者が利用料金等の支払いを遅滞した場合、当社は、利用者の承諾を得ることなくメールサービスの提供を中止し、又は提供を終了することができるものとします。なお、メールサービスの提供を終了する場合、当社は利用者に事前に通知するものとします。
 - (2) 当社は、支払いに関する通知を行う場合、利用者がメールサービスの利用申込時に当社に提供しているメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます）に行うものとし、その他の方法による通知義務を負いません。

- (3) 利用者情報の変更をしなかったことにより、支払いに関する通知メールが届かない場合であっても、当社はそれにより生ずる利用者の不利益について責任を負わず、また、利用者の利用料金等が減免されるものではありません。

第6条（禁止事項）

利用者は、メールサービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) コンピューターウイルス等有害なコンピュータプログラムの配布
- (2) フィッシング又は当社がフィッシングと判断するメールの送信
- (3) 存在が不確かなメールアドレス又は受信者から配信許可を得ていないメールアドレスへのメール配信
- (4) プロバイダーが提供するシステム及びメールサービスのシステムの安定的動作を技術的又は事実上妨げる行為
- (5) 第三者が嫌悪感を抱くメール（嫌がらせメール等）の配信
- (6) 迷惑メール又は当社が迷惑メールと判断するメールの配信
- (7) 法令に違反する行為又は犯罪行為及びこれらを教唆・帮助・助長する行為
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（契約期間及び解約等）

1. メール利用契約は、当社所定の契約期間までとします。ただし、利用者がメール利用契約の契約期間満了月の前月25日15時までに次条に定める解約手続によりメール利用契約を終了していない場合で、当社からもメール利用契約の更新を拒絶する旨の意思表示がないときは、メール利用契約は、さらに1か月間同一の条件で更新され、以後も同様とします。
2. 利用者が当社と締結しているホームページサービスの正式契約又は「ドメイン利用プラン」に関する契約のいずれもが終了した場合、メール利用契約は当然に終了するものとします。
3. メール利用契約が終了した場合、利用者は、契約期間満了日までににおける利用料金等、その他当社に対する債務の全額を、当社の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当社は、既に支払われた利用料金等を、一切返金いたしません。また、利用料金等、その他当社に対する債務は、本条に基づくメール利用契約の解約があった場合でも、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。
4. メール利用契約が終了した場合、利用者は、終了理由にかかわらずプロバイダーのサーバー内に存在するデータ（メールボックス内のメールデータのほか、各種設定、アドレス等を含みます）を提供及び利用することはできません。また、当社又はプロバイダーは、当該データについて、利用者に通知することなく削除することができるものとします。

5. 前項の規定に従いデータが削除された場合に生じる損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害について、当社及びプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。

第8条（利用の一時停止）

1. 利用者が次の各号の一に該当する場合、当社は事前に通知することなく、直ちに当該利用者について、メールサービスの利用を一時停止することができます。なお、当社は一時停止を行った理由を利用者に説明する義務を負わないものとします。
 - (1) ホームページサービスの利用規約又は本規程に違反した場合
 - (2) 利用料金等、その他当社に対する支払債務の履行遅延又は不履行があった場合
 - (3) 他の利用者、第三者、当社に不利益若しくは損害を与える場合、又はそのおそれがある場合
 - (4) その他、利用者として不適切と当社が判断した場合
2. 1項の規定に従い一時停止された場合であっても、当該利用者は利用停止を受けた期間の当社に対する利用料金等、その他当社に対する一切の債務は減免されないものとし、当社に対して引き続き負担するものとします。

第9条（当社からの解除）

1. 利用者が次の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、メール利用契約を解除することができるものとします。なお、当社は解除を行った理由を利用者に説明する義務を負わないものとします。
 - (1) ホームページサービスの利用規約又は本規程に違反した場合
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があった場合
 - (4) その他、利用者として不適切と当社が判断した場合
2. 前項に基づいてメール利用契約が解除された場合、当社はホームページサービスの正式契約及び「ドメイン利用プラン」に関する契約も解除することができます。
3. 本条の規定に従いメール利用契約が解除された場合、当該利用者は、解除の日までに発生した利用料金等、その他当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお、当社は、既に支払われた利用料金等を、一切返金いたしません。

第10条（契約者情報の開示）

1. 当社は、メールサービス上における利用者の契約者情報(以下「契約者情報」といいます)を、電気通信事業法の定める守秘義務、個人情報の保護に関する法律及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとしします。
2. 第1項にかかわらず、当社に対して電気通信事業法4条に定める通信の秘密の内容にあたる情報、その他の契約者情報について、官公署からの照会手続がされた場合、当社が右照会手続に応じなければならない法令上の事由があると認められるときは、当社は通信の秘密の内容にあたる情報、その他の契約者情報の開示に応じることができます。
3. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に規定されている発信者情報開示請求権の要件に従った記載のある請求があった場合には、当該請求の範囲内で情報を開示することができます。
4. 第1項にかかわらず、当社は、利用者によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、必要な範囲で銀行・クレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に契約者情報を開示することがあり、利用者はこれを承諾するものとしします。
5. 第1項にかかわらず、利用者のID及びパスワード(以下「ID等」といいます)は、プロバイダーと共有されるものとし、利用者はこれに同意したものとみなします。

第11条(ID及びパスワードの管理)

1. メールサービスを利用するために当社が発行したID等は利用者が善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとしします。
2. 利用者は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入、公表等をしてはならないものとしします。
3. 当社は、利用者のID等の組み合わせにより本人の認証を行うこととし、当該ID等を利用して行われた行為は当該ID等を割り当てられた利用者本人の行為とみなすことができます。また、ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
4. 利用者は、ID等の盗難があった場合、ID等の失念があった場合、又はID等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとしします。
5. セキュリティ上の理由により、利用者として当社に登録アドレス以外には、ID等の開示は行いません。また、パスワードの再発行は当社所定の手続に従うものとしします。

第12条(修理又は復旧)

1. 利用者は、メールサービスの利用中に、サービスに異常を発見した場合、当社に連絡するものとしします。

2. 当社は、メールサービスに障害が生じ又はその設備が滅失したことを当社が知った場合、速やかにプロバイダーに連携するとともに、当社が対応可能な範囲においてその設備を修理・復旧します。

第13条（利用制限等）

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条に定める重要通信を確保するため利用者に事前に通知することなく、メールサービスの提供の全部又は一部を中止又は利用制限を行うことができるものとします。
2. 当社は前項に基づくメールサービスの提供の中止又は利用制限によって生じた利用者の損害につき一切責任を負いません。

第14条（損害賠償）

1. メールサービスの利用に関して利用者に対して発生した損害につき、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. メールサービスの利用に関して、当社の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合であっても、当社が利用者に対して負担する損害賠償額は、利用者が当社に支払ったメールサービスの利用料金等の1か月分のうち、メールサービスを利用できなかった期間（日割り計算とし、1日未満を切り捨て）に相当する額を上限とします。ただし、当社に故意又は重過失があるときは、上限を適用しません。
3. 他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合は、当社は、利用者の請求に基づき他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。
4. 本条は、当社のメールサービスの利用に関する金銭賠償のすべてについて定めたものです。

2020年2月13日制定
2021年1月5日改訂
2023年10月1日改訂